

“赤い羽根募金にご協力を!!”

赤い羽根

10月1日から



たすけあって

しあわせに

共同募金

〈戸別募金用〉

金

円也

おところ

おなまえ

※ 本会では個人情報を適切に取扱い、許可なく第三者に提供しません

○この共同募金は、皆様のご支援をお願いするもので、強制するものではありません。
ご寄付いただける場合は、一世帯300円を目やすとしてお願いできれば誠に幸いです。

弥富市共同募金委員会

弥富市総合福祉センター内

☎65-8105

赤い羽根共同募金 お支払い方法について

毎年、赤い羽根共同募金にご協力いただき、ありがとうございます。

○自治会に加入している世帯の方は、回覧板等でご案内される方法で地区担当役員（班長さん・組長さん等）にお渡しいただくなど、地区の方法によりお支払いをお願いいたします。

（ご協力は強制ではありません。無理のない形でお願いします。）

【納付場所】

- ・ 弥富市社会福祉協議会（弥富市総合福祉センター）
- ・ 弥富市役所 福祉課
- ・ 十四山支所

【納付期日】

目安として10月31日（金）までをお願いします。

※ 皆様からの大切なお金を適切にお預かりするために、納付は平日（月～金）8時30分～17時15分までをお願いします。時間内に都合がつかない場合は、お問い合わせください。

○自治会に未加入の世帯の方又は、個人で募金活動にご協力いただける方は納付場所に直接、ご納付いただくか、下記の二次元コードからネット募金により、お支払いくださいますようお願いいたします。



ネット募金



ご協力
お願いします

【問い合わせ】

弥富市共同募金委員会
（弥富市社会福祉協議会）

TEL 65-8105

FAX 65-8002

戸別募金では赤い羽根の配布は行いません。

※赤い羽根をご希望の方は各公共施設等に募金箱・赤い羽根シールを設置しますので、ご自由にお取りください。

やとみの赤い羽根共同募金



令和6年度実績額
2,300,913円

令和6年度内訳

・戸別募金	1,635,859円	・街頭募金	82,584円
・法人募金	113,350円	・学校募金	95,981円
・職域募金	33,088円	・イベント募金	57,265円
・その他の募金	282,786円		

令和7年度目標額
2,550,000円

地域の民間福祉のニーズを受けてから募金を行う計画募金です。
計画を実施するのに必要な額が目標額です。

高齢者のために

地域の民生委員さんにご協力いただき、一人暮らし高齢者と高齢夫婦の見守り活動をしています。



子どもたちのために

福祉教育の一環として、市内各学校にて福祉実践教室を行っています。

募金箱設置事業所 募集のご案内

お店のレジの近くや窓口に募金箱を設置し、共同募金への協力を広く呼び掛けることで「自分の町を良くする」活動を支えてください。

募金箱は無料で提供いたします。

そのほか、障がいのある方や災害ボランティア等の事業に役立てられています。

社会福祉法人 愛知県共同募金会

〒461-0011 名古屋東区白壁一丁目50番地
TEL 052-212-5528

弥富市共同募金委員会

〒498-0021 弥富市鰐浦町上本田95番地1
TEL 0567-65-8105



赤い羽根共同募金

赤い羽根は共同募金のシンボルです。昔、赤い羽根が「善い行い」や「勇気」の象徴とされてきたことによると言われています。

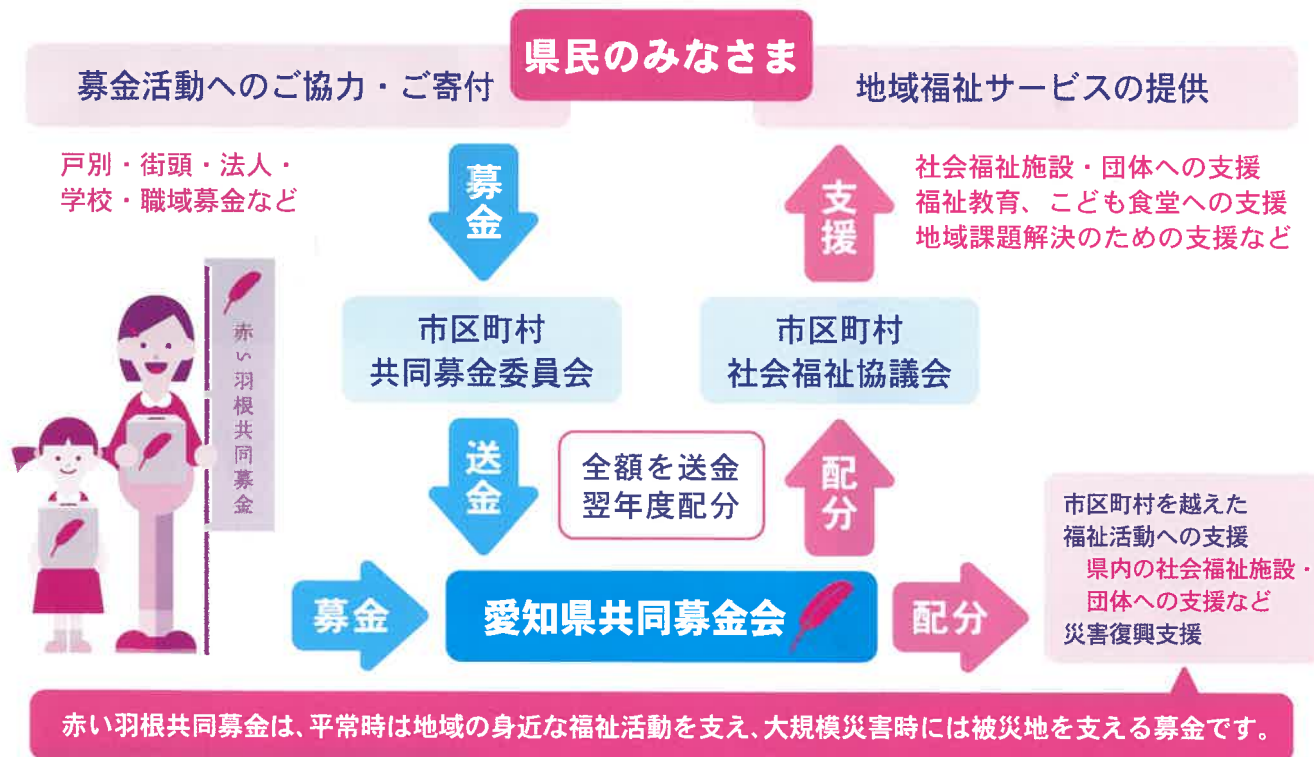
共同募金とは？

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和 22(1947)年に、「国民たすけあい運動」として始まり、今年で 79 回目を迎えます。当初、戦後復興の一助として、戦争で打撃を受けた福祉施設を中心に支援が行われ、その後、社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、民間の社会福祉の推進のために活用されてきました。

そして、社会が大きく変化した現在、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援するしくみとして、また、やさしさや思いやりを届ける運動として、毎年 10 月 1 日から全国一斉に行われます。

共同募金のしくみ

愛知県で集められた募金は、愛知県内の福祉活動に活用されています



インターネットからもご寄付いただけます

- 中央共同募金会が運用するネット決済システムにより、クレジットカードやコンビニ、PayPayなどからも寄付ができます。
- 県や市区町村を指定しての寄付もできます。



ふるさとサポート募金

検索

共同募金会は、税制上、国・地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。

税制上の優遇措置が講じられているのは、共同募金会の行う事業が社会福祉法によって位置づけられた運動であり、共同募金による配分が社会福祉の増進に貢献していると、社会的評価を得ているためです。

「じぶんの町を良くするしくみ」赤い羽根共同募金にご協力をお願いします。